



利府町公告第7号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和8年3月18日

利府町長 熊谷



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小藩	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集1	宮城郡利府町菅谷 字孝行松5番1	A009ト2	山林	1.45	公告の日から起算し て5年を経過する日	
集2	宮城郡利府町赤沼 字中ノ岫52番1	A037へ18	山林	0.05	公告の日から起算し て5年を経過する日	
	宮城郡利府町赤沼 字中ノ岫52番1	A037へ19	山林	0.21	公告の日から起算し て5年を経過する日	
集3	宮城郡利府町赤沼 字樽田72番1	A038ヌ8	山林	0.46	公告の日から起算し て5年を経過する日	
集4	宮城郡利府町赤沼 字丹波沢18番1	A043ル2	山林	0.15	公告の日から起算し て5年を経過する日	
	宮城郡利府町赤沼 字丹波沢18番1	A043ル7	山林	0.98	公告の日から起算し て5年を経過する日	
	宮城郡利府町赤沼 字丹波沢18番1	A043ル9	山林	0.39	公告の日から起算し て5年を経過する日	
集5	宮城郡利府町赤沼 字須賀26番1	A044ホ5	山林	0.34	公告の日から起算し て5年を経過する日	

2 縦覧場所 利府町経済産業部農林水産課農林水産係執務室内

利府町のホームページ

3 本公告により、利府町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上